

JAS 法改正について

2018 年 4 月 1 日に、改正 JAS 法が施行されました。

これにともない、以下の変更がなされています。

1. 改正のポイント

- 法律名の変更：農林物資の規格化等に関する法律→日本農林規格等に関する法律
- 用語の変更：認定→認証
- 無通告審査の導入
- その他、制度関連
 - ① 規格の対象の拡大：「農林水産物や食品の品質」のみ→「生産方法」（プロセス）、「取扱方法」（サービス等）、「試験方法」なども追加。
 - ② JAS 規格案提案手続の、整備。
 - ③ 登録試験業者制度の創設。
 - ④ 国及び FAMIC の努力義務（JAS 制度の普及、規格に関する普及・啓発、専門人材の育成・確保、国際機関・国際的枠組みへの参画等）の明確化。

2. 認証事業者の皆様に係る影響

- 法律名および用語の変更により、申請書、審査計画書、報告書、認証書、年次調査完了通知等、弊社発行の文書類が、順次改訂されます。（弊社ウェブサイトにて、最新の申請書を掲載しておりますので、こちらをご利用ください。）
- 上述の法改正に伴い、認証契約を見直させていただく必要が生じました。新 JAS 法により登録認証機関に新たに求められた事項を含めた、「JAS 認証約款」をご用意いたしました。今後の審査時に、こちらの「JAS 認証約款」に順次切り替えさせていただきます。
- 無通告審査の制度が開始となります。

3. 変更の詳細

3.1. 参照条項変更

3.1.1. 日本農林規格（有機）

箇条	変更
（生産の方法についての基準） 原材料及び添加物（加工助剤を含む。）	第 14 条又は第 19 条の 3→第 10 条又は第 30 条（加工食品）
原材料	第 14 条の第 2 項→第 10 条第 2 項（飼料）

	第 15 条の 2 第 1 項→第 12 条第 1 項 (飼料) 第 15 条の 2 第 2 項→第 12 条第 2 項 (飼料)
飼料の給与	第 15 条の 2 第 2 項→第 12 条第 2 項 (畜産物)

3.1.2. 日本農林規格 (生産情報)

箇条	変更
化学合成農薬	施行令第 10 条第 1 号→施行令第 17 条第 1 号 (農産物)

3.1.3. 認証の技術的基準 (共通)

箇条	変更
生産及び保管に係る施設	第 14 条第 2 項→第 10 条第 2 項 第 19 条の 3 第 2 項→第 30 条第 2 項

3.1.4. 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法

生産情報公表牛肉、豚肉、農産物、養殖魚の生産行程についての検査方法
検査方法 (有機および生産情報)

箇条	変更
1 適用の範囲	第 14 条第 2 項→第 10 条第 2 項 第 19 条の 3 第 2 項→第 30 条第 2 項

3.2. その他の変更 (文言追加)

3.2.1. 認証の技術的基準 (有機農産物の生産行程管理者)

二 2 (5) 『受入れ』を追加

3.2.2. 認証の技術的基準 (有機畜産物の生産行程管理者)

二 2 (16) 『受入れ』を追加

3.2.3. 認証の技術的基準 (生産情報公表牛肉、豚肉、農産物、養殖魚の生産行程管理者)

全箇所 『及び外国生産行程管理者』を追加

詳しくは、農林水産省 WEB サイトを参照ください。



http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/kokujikaisei.html


平成30年3月29日


日本農林規格 (飲食料品(PDF : 3,100KB) 、有機(PDF : 559KB) 、生産情報(PDF : 458KB) 、量表(PDF : 123KB) 、林産物(PDF : 10,022KB) )


認定の技術的基準 (飲食料品(PDF : 5,902KB) 、有機(PDF : 495KB) 、生産情報(PDF : 713KB) 、量表(PDF : 137KB) 、林産物(PDF : 1,039KB) )

検査方法 (飲食料品(PDF : 703KB) 、有機(PDF : 88KB) 、生産情報(PDF : 175KB) 、林産物(PDF : 181KB) )

格付の表示の様式及び表示の方法 (林産物(PDF : 591KB) 、林産物以外(PDF : 487KB) )

JAS法施行令第10条に関連する告示(PDF : 129KB) 

農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間(PDF : 39KB) 

農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間(PDF : 74KB) 

JAS法施行規則第46条第2項に関連する告示(PDF : 171KB) 